

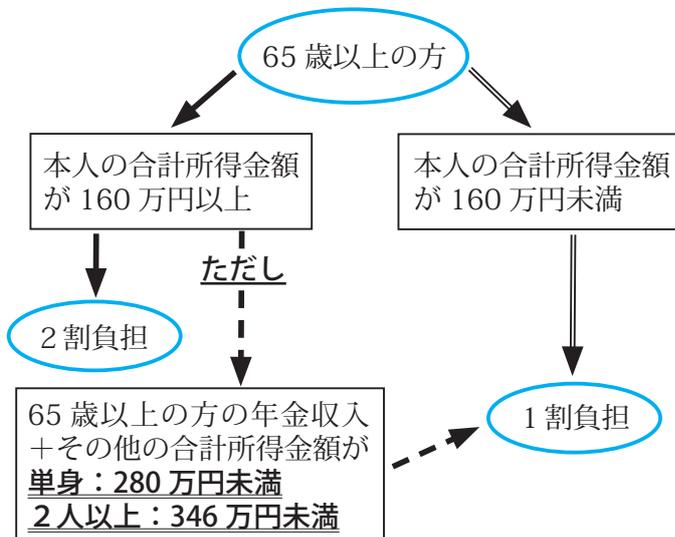
# 8月から“ここ”が変わります。介護保険制度

## ◎一定以上の所得のある方は利用者負担が2割になります。

利用者負担が2割になるのは、合計所得金額が160万円以上の方です。

ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円未満、世帯内の65歳以上の方が2人以上で346万円未満の方は1割負担のままです。

平成27年7月下旬に要介護認定を受けている方全員に「負担割合証」を郵送します。介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービス利用時に提示して下さい。



## ◎施設入所の方の居住費・食費の軽減基準が変わります。

所得の少ない方(※)に対して、申請により施設に入所した際の居住費・食費を軽減しておりますが、平成27年8月から要件が追加されます。

(※) 町民税非課税世帯

申請にあたり、本人及び配偶者の預金通帳等のコピー、金融機関への照会に対する同意書を提出していただきます。

### 軽減の対象となる方

町民税非課税世帯であっても、次の場合は軽減対象外となります。

- ① 預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ② 配偶者(事実婚を含む)が町民税を課税されている場合。(世帯が分かれていても対象外)

## ◎1ヶ月あたりの利用者負担上限が変わります。

利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたとき支給される「高額介護サービス費」に現役並み所得に該当する方※の限度額が追加されます。

対象	限度額
一般世帯	37,200円(世帯)
町民税非課税世帯	24,600円(世帯)
公的年金等収入額と合計所得金額が80万円以下の方	15,000円(個人)
老齢福祉年金受給の方	
生活保護受給の方など	15,000円(個人)
	15,000円(世帯)

### 平成27年8月から

対象	限度額
現役並み所得相当※	44,400円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)

※ 65歳以上で町民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に該当します。

該当しても、65歳以上の方の収入が下記の条件を満たせば申請により37,200円になります。

世帯に65歳以上が1人：383万円未満  
2人以上：520万円未満